

平成30年 5月24日

報道資料

奈良県 福祉医療部 地域福祉課
地域福祉推進係

TEL 0742-22-1101(内線2818)

TEL 0742-27-8503

FAX 0742-22-5709

担当：伊藤、市川

平成30年度奈良県社会福祉審議会の開催

奈良県社会福祉審議会は社会福祉法に基づき、社会福祉の全分野における共通事項、その他重要事項を調査審議することを目的としています。

この度、奈良県における社会福祉事業を推進するために、奈良県社会福祉審議会を下記の通り開催します。

1. 開催日時

平成30年5月31日(木) 13:30～

2. 開催場所

やまと会議室 5階 大会議室

3. 会議内容

1) 専門分科会委員等の指名について

2) 専門分科会における各部会説明

①身体障害者審査部会(障害福祉課)

②児童養護部会、被措置児童等虐待審査部会(こども家庭課)

③保育所審査部会(子育て支援課)

3) 報告

①奈良県障害者計画の見直しについて(障害福祉課)

②奈良県高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業支援計画(介護保険課)

③奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)(こども家庭課)

④民生委員制度創設100周年記念事業(地域福祉課)

4. 傍聴手続等

1) 定員…先着順10名程度

2) 受付…13時00分から13時20分までとします。

3) 傍聴申込書(当日受付で用意していますので、ご記入願います。)

5. 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

1) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。

2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。

3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。

4) 飲食又は喫煙を行わないこと。

5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合はこの限りではありません。

6) 携帯電話を使用しないこと。

7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。

8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。